

令和4年5月10日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和4年第1回

杵築市議会臨時会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 5 3 号 令和 4 年度杵築市一般会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 5 4 号 令和 4 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 5 ペ ー ジ －
- 議案第 5 5 号 杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につい
て
－ 議 案 書 3 ペ ー ジ －
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 3 年度杵築市一般会計補正予算（第 1 5 号）
）
－ 議 案 書 7 ペ ー ジ －
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 3 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補
正予算（第 6 号））
－ 議 案 書 8 ペ ー ジ －
- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 3 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算
（第 4 号））
－ 議 案 書 9 ペ ー ジ －
- 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 3 年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 3 号））
－ 議 案 書 10 ペ ー ジ －

- 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市税条例の一部を改正する条例)
- 議案書 11 ページ -
- 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例)
- 議案書 17 ページ -
- 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
)
- 議案書 20 ページ -
- 報告第13号 専決処分の報告について
- 議案書 23 ページ -
- 報告第14号 専決処分の報告について
- 議案書 26 ページ -

議案第 5 5 号

杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につい
て

杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 5 月 1 0 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例

(杵築市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例
第41号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の
120」に、同条第3項中「100分の127.5」を「10
0分の120」に、「100分の72.5」を「100分の6
7.5」に改める。

(杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
)

第2条 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成
27年杵築市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の127.5」を「100分の
120」に、「100分の167.5」を「100分の162.
5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定によ
る改正後の杵築市職員の給与に関する条例第24条第2項（同
条第3項又は第2条の規定による改正後の杵築市一般職の任期
付職員の採用等に関する条例第10条第2項の規定により読み
替えて適用する場合を含む。）及び杵築市職員の給与に関する

条例（以下「給与条例」という。）第24条第4項若しくは第5項（杵築市職員の育児休業等に関する条例（平成17年杵築市条例第29号）第17条の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される杵築市職員の処遇等に関する条例（平成17年杵築市条例第34号）第4条第1項又は公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例（平成19年杵築市条例第5号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

（2） 再任用職員 72.5分の10

3 令和3年12月に杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年杵築市条例第219号）その他の条例又は規則若しくは規程に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる

職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年杵築市条例第219号）の適用を受ける者その他の条例又は規則若しくは規程で定める者との権衡を考慮して市長が定める」とする。

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月10日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和3年度杵築市一般会計補正予算（第15号）・・・別冊

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月10日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和3年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第6号）・・・別冊

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 10 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 3 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）・
・ ・ 別冊

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月10日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和3年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

・・・別冊

報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月10日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税条例の一部を改正する条例

杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第

1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第8条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防

止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、
杵築市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第3条第3項及び第4項の規定は、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条ただし書に掲げる規定による改正後の杵築市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の杵築市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条ただし書に掲げる規定による改正後の杵築市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 附則第1条ただし書に掲げる規定による改正後の杵築市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 1 0 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に、「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改め、同条第3項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を経過する日」を「3年を経過する日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月10日提出

杵築市長 永松 悟

記

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険税条例（平成17年杵築市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第24条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同項第1号ウ、第2号ウ及び第3号ウ中「均等割額 被保険者」の次に「（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）」を加える。

附則第8項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の杵築市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月10日提出

杵築市長 永 松 悟

専決処分書

本市職員が公務中に被った物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月8日

杵築市長 永松 悟

記

市は、物件に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■

2 事故発生年月日 令和3年11月8日

3 事故発生場所 杵築市大字杵築18番地1付近

4 事故原因・状況

上記場所にて、本市職員が公用車で走行中、相手方車両が対向車側にはみ出して来たため、本市職員はブレーキを踏み、クラクションを鳴らしたが、そのまま正面衝突した。

5 示談の内容及び損害賠償の額

事故の責任割合は、市が10%、相手方が90%となり、

相手方車両の時価額73,300円の10%である7,330円を市が相手方に支払い、公用車の時価額114,400円の90%である102,960円、公用車の修繕料405,540円の合計金額508,500円を相手方が市に支払う。

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月10日提出

杵築市長 永松 悟

専 決 処 分 書

本市が管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月14日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■
氏名 ■■■■■■■■
- 2 事故発生年月日 令和4年4月3日
- 3 事故発生場所 杵築市山香町大字立石
市道 立石上町線

- 4 事故原因・状況
- 相手方車両が上記の道路を走行中、夜間のためアスファルト舗装が剥がれてできた穴ぼこの発見が遅れ、車両右前部の車輪がはまり、タイヤを損傷した。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は50%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料16,200円の50%である8,100円を支払う。

